

七尾市なりわい再生支援補助金

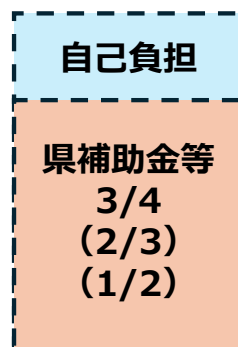
災害からの事業再建に取り組む事業者で「石川県なりわい再建支援補助金」・「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠（令和6年能登半島地震））」・「中小企業持続化補助金（災害支援枠（令和6年能登半島地震））」のいずれかの交付を受けた場合に上乗せ補助します。

■ 補助対象者

以下に掲げる要件をすべて満たす者。

- 次のいずれかの支援（以下「県補助金等」という。）の額の確定を受けている者
 - 石川県なりわい再建支援補助金
 - 小規模事業者持続化補助金（災害支援枠（令和6年能登半島地震））
 - 中小企業者持続化補助金（災害支援枠（令和6年能登半島地震））
- 七尾市内に本店登記地を有する法人又は住所を有する個人事業主
- 市税に滞納がない者
- 補助金の申請後も事業を継続する意思のある者

<制度イメージ>



県補助金で生じる自己負担分への補助

■ 補助対象経費

県補助金等の交付確定額の算定の基礎となった経費

ただし、次に掲げる経費等は除く。

- 市外における事務所及び事業所の施設並びに設備の復旧等に要する経費
- 補助対象経費に対する保険金及び共済金の額（保険金又は共済金の受取りがある場合に限る。）

■ 補助金額

上限 50万円

補助対象経費から県補助金等の交付確定額を差し引いた額に2分の1を乗じた額

※申請方法等、事業の流れについては裏面を参照

■ 申請・問い合わせ先

七尾市産業部産業振興課 〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地

TEL : 0767-53-8565 メール : sangyou-s@city.nanao.lg.jp

七尾市HP
QRコード



■ 事業の流れ

<申請者> 県補助金等の事業完了後、額の確定通知を受領



<申請者> 交付申請

県補助金等の交付確定の日から起算して30日を経過する日又は当該交付確定の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、**七尾市なりわい再生支援補助金交付申請書（様式第1号）**次に掲げる書類を提出

- (1) 県補助金等の確定通知書の写し及び事業内容がわかる書類
- (2) 法人の登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合）
- (3) 住民票の写し（申請者が個人事業主の場合）
- (4) 宣誓・同意書（様式第2号）



<市> 審査後、交付決定兼交付額確定通知書発行



<申請者> 補助金請求書提出

七尾市なりわい再生支援補助金請求書（様式第4号）を提出

■ 申請・問い合わせ先

七尾市産業部産業振興課 〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地

TEL : 0767-53-8565 メール : sangyou-s@city.nanao.lg.jp